

枚方教育

No. 1765
2017.10.24.

枚方教職員組合
枚方市西禁野一・一三
TEL 八四八・三三〇〇
FAX 八四八・三〇五二

「水泳教室」「運動会」「タテ持ち授業」子ども・学校の実態より上からの指示を優先？

教育の原則をゆがめなくてはならない

市教委は「平成30年度の水泳教室について」を示し、夏休み水泳教室について、きわめて詳細で、水泳・水泳教室の意義までも含めて、各学校に示した内容の実施を求めています。これまでの「小学校運動会」への「指示伝達」や、中学校への「家庭訪問」「タテ持ち授業」などの問題も含め、教育の原則をゆがめかねない重要な問題を抱えています。

来年度の「水泳教室」さらに詳細な「指示」

市教委は、今年から小学校に従来の「プール開放」を「水泳教室」として実施すること、市教委が示した進級表を子どもに配布し目標を持つるよう示すこと、などを示し、実施を求めました。

各学校では、「なぜ水泳教室にするのか」や具体的な実施・運営方法をめぐり、様々な意見がある中で、実施されました。

今年の市教委の指示では、「学校の実情に応じて」としていましたが、今回の市教委の提案は、「水泳教室の意義」から「時間設定の細かい基準」なども含め、より詳細に、厳格な実施を求める内容となっています。

運動会でも

様々な「指示」が

小学校の運動会についても、市教委は、「入場行進」や等旗の使用、「性差を考慮し

た個

人走の実施」「選抜リレーの実施」などを求めてきました。

このため、各学校では、すでに決まっていた実施要項の変更を校長から求められ、なぜ「指示」の通りするのか現場で理解が広がらないのに実施が求められる等の問題を指摘する声が出ています。

また、当日の運営でも、様々な問題が起きていたことが、職場から意見が出されています。

中学校に「家庭訪問」

「タテ持ち授業」?

中学校では、校長会の中で、「全学年で家庭訪問の実施を」「来年度から全中学校で『タテ持ち授業』(1人が3学年にわたって授業を担当)の実施を」という話が出されているといわれています。

家庭訪問については、授業時間確保や保護者負担を考え、希望制や1・2年で実施しています。教科の担当も、学年の子どもの共通理解や、学年を見通した教科指導の点から、学年ごと

枚方教組「水泳教室」等の「指示伝達」についてこう考える

1. 現在も変わることのない教育の原理・原則

「文部科学省、教育委員会は教育の規準や大綱を示すが、実際の具体的な教育活動、教育課程は、子どもの実態、学校・地域の実情に基づいて各学校が計画・実施する」ものであり「教育委員会は学校の自主的な取り組みを支援することが重要である」というのが、戦後の憲法に基づく教育行政の原理・原則であることは明らかです。

2. 教育長・市教委の「指導助言」は強制力のないものであることを明確に

「教育内容・方法等に関する専門的事項については、主として法律上の強制力のない指導・助言を通じて学校の教育活動を支援する仕組みとなっている」(中央教育審議会)ように、学校現場・学校長にたいし、強制力、拘束力のないものであることを明確にして示すべきです。

3. 画一的な上からの取り組みは、子どもの実態と組み合わさるべきです

全国の経験・先進例などを市教委として示すことは理解できますが、あくまで、現場が、教育的な意義や有効性を、現場が理解を深める中で自主的に選ぶべきものです。

4. プール開放は、全員参加ではない、学習指導要領にも示されていない課外活動です。

全国的に、プール開放を実施しているのは約半数の学校であり、しかも、教職員が管理、実施に当たる学校は全体の約30%です。

5. 本来の「指導・助言」の範囲を「える」ものです。

本来の教育活動は、ましてや課外活動は、学校ごとに自主的に考えて実施すべき性質のもので、今回の「水泳教室」の指示は、きわめて詳細な設定時間の基準や、指導方法、研修、検定などを示し、保護者への周知方法までも示して

り、「指導・助言」の範囲を大きく超えているといわざるをえません。

6. 調査、点検、学校訪問など学校に「圧力」?

事前の詳細な実施計画のアンケート調査、学校訪問、事後の実施状況調査などは、指示通りの実施を求める教育長・市教委の意向を背景に、個々の学校・学校長に対して、「圧力」にわたるような取り組みになります。学校を萎縮させ、子どもの実態や課題を的確に把握して、自主的に教育活動を取り組む力を減退させるものになります。

7. 研修や検討会議など、本来の夏休みの学校の取り組みにしわ寄せも

夏休みの学校の課外活動について、拘束的な指示は、本来夏休みに各学校が工夫して実施している校内研修などの取り組みにしわ寄せが懸念されます。拘束力、強制力を持たせず、画一的で、具体的・詳細な内容を示すことのないようにすべきです。

8. 多忙化解消、働き方改革、負担増の次期学習指導要領への対応に逆行

次々上からの課題を示し、学校に実施を強く求めることは、学校現場の長時間多忙化解消、「教員の働き方改革」に逆行するものです。とりわけ次期学習指導要領で授業時間の増加、新しい教育課題の増加への対応でさらなる現場の業務負担が明らかで、現場の業務の実態を無視したものでいわざるをえません。

